令和6年度 ちばの次世代農業経営体確保・育成事業における 専門家派遣業務に係る専門家募集要項

1 目 的

千葉県が、ちばの次世代農業経営体確保・育成事業実施要領(以下、「実施要領」という。)に基づき専門家派遣を実施するにあたり、専門家を適正に選考するため、本要項に基づき専門家を募集する。

2 選考方法

専門家派遣業務に係る専門家登録取扱基準(以下、「取扱基準」という。)に基づき、 書類審査を実施し、選考する。なお、必要に応じて面接を実施し、適性を判断すること がある。

3 募集期間

令和7年1月20日(月)まで

※相談者の要望や支援内容により、必要に応じて追加の公募を実施する

4 業務内容及び募集する専門家の支援分野

本要項で募集する専門家の業務は、実施要領に定める専門家派遣の業務とし、募集する支援分野は以下のとおりとする。

- (1) 法人化支援
- (2) 事業計画作成支援
- (3) 資金調達・財務改善支援
- (4) 雇用導入支援
- (5) 人材採用育成·人事制度確立支援
- (6) 福利厚生・社会保障の整備
- (7) 事業継承計画の作成支援
- (8) 資産継承支援
- (9) 経営継承支援
- (10) 第3者継承
- (11) その他

5 募集人数の目安

(1) 税理士: 3名程度

(2) 社会保険労務士: 5名程度

6 応募資格

専門家として応募しようとする者は、次の(1)に該当し、かつ(2)及び(3)を満たしていると認められた者とする。

- (1) 税理士、社会保険労務士等
- (2) 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した 経験を有する者
- (3) 自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること。

7 申込方法

(1) 申込期限

令和7年1月20日(月)

- (2) 提出書類
 - ア 専門家登録申請書(別紙様式1)
 - イ 各種資格等を証する書類及び経歴書(参考様式等)
- (3) 書類の入手方法

申請書類は、ホームページからダウンロードして入手するものとする。

(4)書類の提出方法

郵送又は電子メールにて提出するものとする。電子メールにて提出した場合には、電話にて到達確認を行うこと(問合せ先は9に記載)。

- (5) 提出先
 - 9の問合せ先及び書類提出先を参照。
- 8 その他(応募に係る注意事項等)
- (1) 質問について
 - ア 本件に関する質問は、電子メールにて受け付ける。なお、件名は「専門家派遣業務に係る専門家募集についての質問」とし、送信後に電話にて到達確認を行うこと (問合せ先は9に記載)。
 - イ 質問の受付期限は令和7年1月15日(水)午後5時までとする。
 - ウ 質問の内容と回答については、ホームページで公開する場合がある。
- (2) 申込に要する経費は全て提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類及び添付資料は返却しない。
- (4) 使用する言語は、日本語に限る。

9 問合せ先及び書類提出先

住 所: 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

名 称:千葉県農林水産部担い手支援課経営体育成班(担当:大﨑)

電話番号:043-223-2905

電子メール: ninaite06@mz. pref. chiba. lg. jp

問合せ受付時間:午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで